

# ○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合事務局設置条例

平成27年4月1日

条例第3号

(事務局の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定に基づき準用する同法第158条第1項の規定に基づき、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の管理者の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を設置する。

(委任)

第2条 事務局に設置する係及びその分掌する事務その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。